

～機構団体信用生命保険（共済）特約制度ご加入者のみなさまへのお知らせ～

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまへ

住宅金融支援機構では、今回の感染症が原因で機構団信制度の特約料の支払が一時的に困難となったお客さまに対し、ご本人からのお申出により払込期限の猶予措置を実施いたします。

○次のような方で、団信特約料の払込期限の猶予をご希望の方はお申出ください。

- 例 今回の感染症による影響により、
- ・特約料の支払が一時的に困難になった方
 - ・実質的に失業状態になった方
 - ・事業・勤務先に影響があり収入が減少した方

団信特約料の払込期限は、納付期日から起算して最長で6か月を経過する日の属する月の末日まで猶予することができます。

【ご注意】：猶予をお認めする際に個別にお知らせする期限までの払込みが条件となります。

照会先

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（団信専用ダイヤル）（通話無料）

0120-0860-78

受付時間 9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除く。）

ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）は、次の番号におかけください（通話料金がかかります。）。

048-615-3311

～お詫び～

「特約料振替えのご案内」等のお知らせは、払込猶予措置のご希望の有無にかかわらず通常どおり発送しておりますので、あしからずご容赦願います。

《個人情報の取扱いについて》

（独）住宅金融支援機構は、機構団体信用生命保険（共済）特約制度による債務弁済充当（委託）契約（以下「本契約」といいます。）に関する払込猶予措置適用の申出に基づき、または関連して入手する個人情報（氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、健康状態、ローン情報等）を、本契約の継続・維持管理、保険金請求、債務弁済、統計等の分析、その他本契約に関連・付随する業務に利用します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも引き続き（独）住宅金融支援機構において上記に準じ個人情報が取り扱われます。